

2022年度

大学院要項

人間文化研究科

京都先端科学大学大学院

目 次

1. 学 年 暦・教務センター・授業時間について	2
2. 京都先端科学大学大学院の教育目的	3
3. 京都先端科学大学大学院の学位授与の方針	3
4. 京都先端科学大学大学院の教育課程編成・実施の方針	3
5. 京都先端科学大学大学院の入学者受入れの方針	3
6. 京都先端科学大学大学院修士課程の教育目的	3
7. 人間文化研究科の教育目的	4
8. 人間文化研究科の学位授与の方針	4
9. 人間文化研究科の教育課程編成・実施の方針	4
10. 人間文化研究科の入学者受入れの方針	4
11. 科目一覧	5
12. 履修方法及び履修指導	9
13. 公認心理師について	10
14. 臨床心理士について	11
15. 京都先端科学大学大学院学則	12
16. 京都先端科学大学学位規程	17
17. 学位論文について	19
18. 京都先端科学大学大学院長期履修学生内規	21
19. 教育職員免許状の取得について	22
20. 気象警報発令あるいは交通機関が不通等になった場合の授業の取り扱い	24

2022年度 大学院学年暦

【春 学 期】

4月 1日	学年始め
4月 6日	春学期授業開始
4月22日	9月修了生修士論文題目締切り
6月24日	9月修了生論文提出締切り
6月30日	3月修了生修士論文題目提出締切り
7月26日	春学期授業終了
8月31日	9月修了生修了認定者発表

【秋 学 期】

9月19日	秋学期授業開始
10月28日	龍尾祭準備（休講）
10月29日～10月30日	龍尾祭
12月20日	3月修了生修士論文締切り
12月27日～1月 4日	冬季休業
1月 5日	授業再開
1月15日	秋学期授業終了
2月24日	3月修了生修了認定者発表
3月22日	大学院学位記授与式
3月31日	学年終り

教務センター

みなさんの学生生活の手助けをするのが「教務センター」です。大学では、履修登録を始め様々な手続きが必要となり、これらについてアドバイス等を行っています。教務センターの他にも多くの窓口があり、目的に応じて異なります。まずは教務センターへ問い合わせてください。必要に応じて窓口を案内します。

《京都太秦キャンパス・京都亀岡キャンパス窓口取扱時間》（土日祝日、その他大学が定める休業日を除きます。）

月～金	8:30～17:00
-----	------------

いずれのキャンパスも、夏期冬期等の休業期間中は、上記窓口取扱時間に変更になる場合があります。（その際は「先端なび」や大学ホームページで連絡します。）

授業時間

京都太秦キャンパス

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時
8:50～10:20	10:30～12:00	12:40～14:10	14:20～15:50	16:00～17:30

京都亀岡キャンパス

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時
9:30～11:00	11:10～12:40	13:20～14:50	15:00～16:30	16:40～18:10

京都先端科学大学大学院の教育目的

建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、専門分野における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会の進展に寄与することを目的とする。

京都先端科学大学大学院の学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

各研究分野の学術研究者や高度専門的職業人として活躍するのに必要な識見を修得した者に学位を授与する。

京都先端科学大学大学院の教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

各研究分野の卓越した学識と応用力を修得できるようにカリキュラムを編成する。

京都先端科学大学大学院の入学者受け入れの方針 (アドミッション・ポリシー)

各研究分野の高度な学識と先端的な知識や技能の修得を通じて社会に貢献しようとする意欲の高い人を求める。

京都先端科学大学大学院修士課程の教育目的

広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

人間文化研究科の教育目的

人間文化研究科は、人間の心理、社会の態様、文化の機能を多角的に解明する学問体系の構築を図り、歴史的な視点を踏まえて、現代社会が抱える諸問題の解決に寄与できる人材を育成することを目的とする。

人間文化研究科の学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー)

所定の単位を修得し、修士論文の審査に合格した、次のような素養や能力を身につけた者に修士の学位を授与する。

文化研究コースでは、日本の文化研究の地理・思想・歴史・言語・文学の各研究分野において、高度な専門的知識を習得するとともに、その知識を自主的な研究を通じて応用し、社会に活かす能力を身につけている者に修士（文化研究）の学位を授与する。

社会情報コースでは、各種メディアによる情報伝達技術の理論的特質を把握し、現代社会と文化の動向への深い洞察をもち、そこに生じうる社会的諸問題に関して理論的かつ実践的に解決する方法を身につけている者に修士（社会情報）の学位を授与する。

心理学コースでは、心理学分野における専門知識、研究法、及び統計解析を修得し、高度な専門的職業人としての実務能力や研究能力を身につけている者に、修士（心理学）の学位を授与する。

臨床心理学コースでは、臨床心理学の分野で高度な専門的職業人としての実務能力や研究能力を身につけている者に修士（心理学）の学位を授与する。修了した場合、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が行う臨床心理士受験資格が得られる。また、学部も併せて必要な科目を修めた者は、国家資格である公認心理師受験資格が得られる。

人間文化研究科の教育課程編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー)

人間文化研究科修士課程の教育課程は、次の諸点を重点に編成している。

文化研究コースでは、日本の文化の特質を地理、思想、歴史、言語、文学等の側面から学修・研究できること、日本文化を海外に発信できることに重点を置いてカリキュラムを編成している。

社会情報コースでは、各種メディアによる情報伝達技術の基礎から応用に至る知識をもち、現代の社会と文化に関する幅広い認識を得て、そこに生じうる社会的諸問題に関して理論的かつ実践的に解決する方法を学べるようカリキュラムを編成している。

心理学コースでは、心理学分野における専門知識、研究法、及び統計解析を修得する。その結果を社会に還元する実践的能力が育成されるようカリキュラムを編成している。

臨床心理学コースは、財団法人日本臨床心理士資格認定協会から第1種指定を受けた臨床心理士養成大学院（公認心理師受験資格に応じた科目も開講）である。臨床実践においてきめ細やかな訓練を行い、臨床現場で対応できる能力の育成に力をいれてカリキュラムを編成している。

人間文化研究科の入学者受入れ方針 (アドミッション・ポリシー)

本研究科は、本研究科修士課程の履修に必要とされる基礎的な能力を有し、なおかつ次のような資質を備えた人物を求める。

文化研究コースでは、日本の文化遺産と文化的伝統、人々の生活の中で作用している文化の態様とその特質を地理、思想、歴史、言語、文学等の側面から教育研究したい者。

社会情報コースでは、各種メディアによる情報伝達技術に関心を持ち、現代の社会と文化に関する幅広い興味を有し、そこに生じうる社会的諸問題の解決に寄与する能力を身につけたいと考えている者。

心理学コースでは、人間として基本的な心理と行動を対象として教育研究したい者。

臨床心理学コースでは、人間の心に関する深い理解を基礎にして、臨床心理学を専門的に修得し、心の健康に関わる援助者としての心構えと知識・技能を兼ね備えた心の専門家を目指す者。

科 目 一 覧

文化研究コース

必修科目	選択必修科目	選択科目
人間文化基礎特論 (2)	日本歴史文化研究演習ⅠA～ⅠD 各(2) 日本歴史文化研究演習ⅡA～ⅡD 各(2) 日本言語文化研究演習A～D 各(2) 日本古典文学研究演習A～D 各(2) 文化人類学研究演習A～D 各(2)	他のコースの選択必修科目群から、以下の科目を除いたものが履修可能である。 臨床心理学研究演習A～D 各(2) 臨床心理関連行政論 (2) 精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開) (2) 心身医学特論 (2) コミュニティ・アプローチ特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践) (2) 心理療法特論A (2) 投影法特論 (2) 臨床心理地域援助特論 (2) 臨床心理実習C (1)
	日本歴史文化特論A (2) 日本歴史文化特論B (2) 日本歴史文化特論C (2) 日本歴史文化特論D (2) 日本言語文化特論A (2) 日本言語文化特論B (2) 日本古典文学特論A (2) 日本古典文学特論B (2) 日本古典文学特論C (2) 日本古典文学特論D (2) 文化人類学特論A (2) 文化人類学特論B (2) 英語言語学特論A (2) 英語言語学特論B (2) 民俗学特論A (2) 民俗学特論B (2)	

()の中の数字は単位数

社会情報コース

必修科目	選択必修科目	選択科目
人間文化基礎特論 (2)	社会学研究演習A～D 各(2) 政治社会学特論A (2) 政治社会学特論B (2) コミュニケーション社会学研究演習 A～D 各(2) 広告広報研究演習A～D 各(2) ジェンダー社会学特論A (2) ジェンダー社会学特論B (2) 理論社会学特論A (2) 理論社会学特論B (2) 環境社会特論A (2) 環境社会特論B (2) コミュニケーション社会学特論A (2) コミュニケーション社会学特論B (2) マルチメディア特論A (2) マルチメディア特論B (2) 広告広報特論A (2) 広告広報特論B (2)	他のコースの選択必修科目群から、以下の科目を除いたものが履修可能である。 臨床心理学研究演習A～D 各(2) 臨床心理関連行政論 (2) 精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開) (2) 心身医学特論 (2) コミュニティ・アプローチ特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践) (2) 心理療法特論A (2) 投影法特論 (2) 臨床心理地域援助特論 (2) 臨床心理実習C (1)

()の中の数字は単位数

心理学コース

必修科目	選択必修科目	選択科目
人間文化基礎特論 (2)	心理学研究演習A～D 各(2)	他のコースの選択必修科目群から、以下の科目を除いたものが履修可能である。
	心理学研究法特論A (2)	
	心理学研究法特論B (2)	
	認知心理学特論A (2)	臨床心理学研究演習A～D 各(2)
	認知心理学特論B (2)	臨床心理関連行政論 (2)
	発達心理学特論A(福祉分野に関する理論と支援の展開) (2)	精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開) (2)
	発達心理学特論B (2)	心身医学特論 (2)
	社会心理学特論A (2)	コミュニティ・アプローチ特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践) (2)
	社会心理学特論B (2)	
	障害児心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開) (2)	心理療法特論A (2)
	実験心理学特論 (2)	投影法特論 (2)
	計量心理学特論 (2)	臨床心理地域援助特論 (2)
	集団心理学特論A (2)	臨床心理実習C (1)
	集団心理学特論B (2)	
	感情心理学特論A (2)	
	感情心理学特論B (2)	
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開 (2)	

()の中の数字は単位数

臨床心理学コース

必修科目	選択必修科目	選択科目
人間文化基礎特論 (2)	臨床心理学研究演習A～D 各(2)	他のコースの選択必修科目群の科目が履修可能である。
臨床心理学特論A (2)	学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開) (2)	
臨床心理学特論B (2)	心理学研究法特論A (2)	
臨床心理面接特論A(心理支援に関する理論と実践) (2)	心理学研究法特論B (2)	
臨床心理面接特論B (2)	認知心理学特論A (2)	
臨床心理査定演習A(心理的アセスメントに関する理論と実践) (2)	認知心理学特論B (2)	
臨床心理査定演習B (2)	発達心理学特論A(福祉分野に関する理論と支援の展開) (2)	
臨床心理基礎実習A (1)	発達心理学特論B (2)	
臨床心理基礎実習B (1)	社会心理学特論A (2)	
臨床心理実習A(心理実践実習) (1)	社会心理学特論B (2)	
臨床心理実習B(心理実践実習) (1)	臨床心理関連行政論 (2)	
	臨床心理学研究法特論 (2)	
	障害児心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開) (2)	
	精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開) (2)	
	心身医学特論 (2)	
	コミュニティ・アプローチ特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践) (2)	
	心理療法特論A (2)	
	投影法特論 (2)	
	臨床心理地域援助特論 (2)	
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 (2)	
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開 (2)	
	心の健康教育に関する理論と実践 (2)	
	臨床心理実習C (1)	

()の中の数字は単位数

履修方法及び履修指導

1. 原則として2年以上在籍し、計32単位（下記各コースの修了要件参照）以上を修得し、かつ修士論文の審査に合格することにより、学位（下記学位参照）を取得することができる。
2. 科目履修に当っては、入学時に履修指導が行われるが、下記の各コースの修了要件に留意すること。
3. 本学他研究科および他大学の大学院研究科の修得単位については、併せて10単位まで修了単位数と認める。

各コースの修了要件

文化研究コース、社会情報コース、心理学コース

必修科目 2単位

選択必修科目から研究演習8単位を含む20単位

選択必修科目及び選択科目から10単位以上

合計 32単位以上

臨床心理学コース

必修科目 18単位

選択必修科目から研究演習8単位を含む10単位

選択必修科目及び選択科目から4単位以上

合計 32単位以上

（修士論文は臨床心理学に関するテーマ・内容であること）

臨床心理学特論A、臨床心理学特論B、臨床心理面接特論A（心理支援に関する理論と実践）、臨床心理面接特論B、臨床心理査定演習A（心理アセスメントに関する理論と実践）、臨床心理査定演習B、臨床心理基礎実習A、臨床心理基礎実習B、臨床心理実習A（心理実践実習）、臨床心理実習B（心理実践実習）、臨床心理実習C、臨床心理学研究演習A～D、学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）、臨床心理関連行政論、精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）、心身医学特論、コミュニティ・アプローチ特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）、心理療法特論A、投影法特論、臨床心理地域援助特論の各科目は、臨床心理学コース以外の学生は受講できないので注意すること。

- ① 人間文化基礎特論（2単位）は、全コース必修とする。
- ② 研究演習は、原則として同一指導教授の研究演習を2年間継続履修（8単位）する。指導教授の決定は、入学当初に行なう。

学 位

文化研究コース	修士（文化研究）
社会情報コース	修士（社会情報）
心理学・臨床心理学コース	修士（心理学）

4. 人文学部の授業科目の履修が可能である。（指導教授の指導によること）

国家資格「公認心理師」

「公認心理師」は、公認心理師法の施行とともに制定された心理職の国家資格です。
 ※公認心理師法は、公認心理師という国家資格を定めるとともに、国民の心の健康を増進させていくことを目的とした法律です。

公認心理師になるには、受験資格を満たし国家試験に合格する必要があります。

公認心理師試験の受験資格を得るためには大学院における下記の科目を履修・修得することが必要となります。

- ・大学院での必要な科目合計10科目、実習450時間以上を実施
- ※指導教員と相談の上、登録する学期等を確認をし履修登録をおこなってください。

【必修科目】

区分	大学院における必要な科目名	開設授業科目名(講義題目)
I	1 保健医療分野に関する理論と支援の展開	精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)
	2 福祉分野に関する理論と支援の展開	障害児心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)
	3 教育分野に関する理論と支援の展開	学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)
	4 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
	5 産業・労働分野に関する理論と支援の展開	産業・労働分野に関する理論と支援の展開
II	6 心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理査定演習A(心理的アセスメントに関する理論と実践)
	7 心理支援に関する理論と実践	臨床心理面接特論A(心理支援に関する理論と実践)
	8 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	コミュニティ・アプローチ特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)
	9 心の健康教育に関する理論と実践	心の健康教育に関する理論と実践
III	10 心理実践実習	臨床心理実習A(心理実践実習)
		臨床心理実習B(心理実践実習)

心理実践実習では学外施設および学内施設でそれぞれ実習を行います。

学外施設での実習は①保健医療分野②福祉分野③教育分野④司法・犯罪分野⑤産業・労働分野の5分野のうち、3分野以上の施設において実習を行うとともに医療機関での実習が必須となります。

本研究科では①保健医療分野②福祉分野③教育分野での実習を行います。(以下、各分野については囲み数字で記載。)

<1年次>

学外実習:②または③の施設において4時間の見学実習を15回実施

学内実習:心理教育相談室で3時間のケース対応実習を10回実施 および、
 実習前後の指導や支援の方針等を検討するケースカンファレンスを2講時連続授業として実施する

<2年次>

学外実習:ケース対応実習を【A】または【B】のどちらかのパターンで行う

【A】①4時間を30回、②4時間を15回 それぞれの施設において実施

【B】①4時間を15回、③4時間を30回 それぞれの施設において実施

学内実習:心理教育相談室で3時間のケース対応実習を20回実施 および、
 実習前後の指導や支援の方針等を検討するケースカンファレンスを2講時連続授業として実施する

「臨床心理士」は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が実施する試験に合格し、認定を受けることで取得できる“心理専門職の証”となる資格です。心理臨床能力の向上と、高邁な人格性の維持、研鑽に精進するために、「臨床心理士倫理綱領」の遵守、5年ごとの資格更新制度などが定められています。

臨床心理士になるには、資格試験に合格することが必須要件となります。
ただし資格試験を受けるためには下記の科目をそれぞれ修得し、大学院を修了することで得られる“受験資格”の取得が必要です。
受験に必要な申請書類の取り寄せは個人で行います。

【必修科目】

区分	指定授業科目(単位)	開設授業科目名(講義題目)	単位数	開講形態	
				毎年・隔年開講	通年・前期・後期
必修	臨床心理学特論(4)	臨床心理学特論A	2	毎年	前期
		臨床心理学特論B	2	毎年	後期
	臨床心理面接特論(4)	臨床心理面接特論A	2	毎年	後期
		臨床心理面接特論B	2	毎年	後期
	臨床心理査定演習(4)	臨床心理査定演習A	2	毎年	前期
		臨床心理査定演習B	2	毎年	後期
	臨床心理基礎実習(2)	臨床心理基礎実習A	1	毎年	前期
		臨床心理基礎実習B	1	毎年	後期
	臨床心理実習(2)	臨床心理実習A	1	毎年	前期
		臨床心理実習C	1	毎年	後期

【選択必修科目】

区分	群*	開設授業科目名(講義題目)	単位数	開講形態	
				毎年・隔年開講	通年・前期・後期
選択必修	A	心理学研究法特論A	2	隔年	前期
		心理学研究法特論B	2	隔年	前期
		臨床心理学研究法特論	2	隔年	前期
	B	認知心理学特論A	2	隔年	前期
		認知心理学特論B	2	隔年	前期
		発達心理学特論A	2	隔年	前期
		発達心理学特論B	2	隔年	前期
	C	社会心理学特論A	2	隔年	後期
		社会心理学特論B	2	隔年	後期
		臨床心理関連行政論	2	隔年	後期
	D	障害児心理学特論	2	隔年	後期
		精神医学特論	2	毎年	後期
		心身医学特論	2	隔年	前期
	E	コミュニティ・アプローチ特論	2	隔年	前期
		心理療法特論A	2	毎年	前期
投影法特論		2	毎年	前期	
臨床心理地域援助特論		2	毎年	前期	

* 群とは、指定運用内規第4条第1号(4)の②に規定されている選択必修科目ABCDEの5種の群をいう。

- ・必修科目16単位、選択必修科目群(A, B, C, D, E)からそれぞれ2単位以上、合計26単位以上を修得していること。
- ・修士論文のテーマと内容が臨床心理学に関するものであること。

京都先端科学大学大学院学則（抜粋）平成6年3月14日制定

第1章 総則

第1条 この大学院は、京都先端科学大学大学院（以下、「本大学院」という。）と称する。

第1条の2 本大学院は、学園の建学の精神を踏まえて、教育基本法及び学校教育法に基づき、専門分野における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会の進展に寄与することを目的とする。

第1条の3 本大学院経済学研究科は、現代経済社会の特性を踏まえつつ、国民生活の環境変化に伴う諸問題を分析し、広い視野に立って深い学識を修得し、高度な専門性の求められる職業を担うことのできる人材の育成を目的とする。

本大学院経営学研究科は、国際化・情報化・コンプライアンスの欠如といった社会環境の著しい変化の中にあつて経営組織体の内外部で生ずる関連諸現象に関して、経営学的側面の理論的かつ応用実践的な専門能力を有する有為の人材育成を教育目標としている。

本大学院人間文化研究科は、人間の心理、社会の態様、文化の機能を多角的に解明する学問体系の構築を図り、歴史的な視点を踏まえて、現代社会が抱える諸問題の解決に寄与できる人材を育成することを目的とする。

本大学院バイオ環境研究科は、多様な生き物と共生できる持続可能な地域環境（バイオ環境）を作り上げることを目標とし、そのために、バイオ環境をデザイン（設計）する領域の発展と、これに対応したバイオテクノロジーと環境学を連携させた広い視野を持つ人材を養成することを目的とする。

本大学院工学研究科は、次世代の電気機械システムに必須の専門領域の高度な知識に加え、多様な学問分野の動向と社会ニーズを踏まえた社会的ニーズの高い問題発見能力を有し、新しい概念を“創造”することによって次世代の産業の創出と新たな価値の創出に貢献できる技術者・研究者を育成することを目的とする。

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、第1条及び第1条の2の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うこととする。

2 前項の点検及び評価を行うに当っては、自己点検・評価に関する委員会を置く。

第3条 本大学院に修士課程並びに博士課程を置く。博士課程は前期及び後期に区分する。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第2章 研究科・専攻・収容定員及び修業年限

第4条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

研究科名	課程名	専攻名
経済学研究科	修士課程	経済学専攻
経営学研究科	修士課程	経営管理専攻
人間文化研究科	修士課程	人間文化専攻
バイオ環境研究科	博士課程前期	バイオ環境専攻
	博士課程後期	バイオ環境専攻
工学研究科	博士課程前期	機械電気システム工学専攻
	博士課程後期	機械電気システム工学専攻

第5条 本大学院研究科の学生定員は次のとおりとする。

研究科名	課程名	専攻名	入学定員	収容定員
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	5名	10名
経営学研究科	修士課程	経営管理専攻	20名	40名
人間文化研究科	修士課程	人間文化専攻	10名	20名
バイオ環境研究科	博士課程前期	バイオ環境専攻	20名	40名

	博士課程後期	バイオ環境専攻	3名	9名
工学研究科	博士課程前期	機械電気システム工学専攻	15名	30名
	博士課程後期	機械電気システム工学専攻	2名	6名

第6条 本大学院の修士課程の標準修業年限は2年とする。但し、4年を超えて在学することはできない。

- 2 本大学院の博士課程の標準修業年限は、前期2年、後期3年とする。但し、前期4年、後期6年を超えて在学することはできない。
- 3 学生が、職業を有している等の事情により、前2項に定める標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了する学生(以下「長期履修学生」という。)となることを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第3章 学年・学期及び休業日

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第8条 学年を分けて次の2期とする。

- (1) 春学期 4月1日より9月15日まで
- (2) 秋学期 9月16日より翌年3月31日まで

第9条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - (3) 削除
 - (4) 夏季休業 別に定める学年暦による
 - (5) 冬季休業 別に定める学年暦による
 - (6) 春季休業 別に定める学年暦による
- 2 その他学長が必要と認めた日を臨時の休業日とすることがある。
 - 3 学長が必要と認めたときは、休業日に授業を行うことができる。

第4章 教育方法及び履修方法等

第10条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

- 2 本大学院においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は、時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第11条 研究科における授業科目及び単位数は別表第1のとおりとする。

第12条 学生は、別表第1の授業科目表の授業科目について各研究科が定める次の単位以上を修得しなければならない。

研究科名	課程名	専攻名	要修了単位数
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	32単位
経営学研究科	修士課程	経営管理専攻	34単位
人間文化研究科	修士課程	人間文化専攻	32単位
バイオ環境研究科	博士課程前期	バイオ環境専攻	34単位
	博士課程後期	バイオ環境専攻	24単位
工学研究科	博士課程前期	機械電気システム工学専攻	34単位
	博士課程後期	機械電気システム工学専攻	36単位

- 2 本大学院において教育研究上有益と認めるときは、本学が適当と認めた他大学の大学院研究科の授業科目を履修させることができる。
- 3 前項の規定により履修した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。
- 4 本大学院において教育研究上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、15単位を

超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。

5 前2項の規定による単位認定は、合わせて20単位を超えない範囲で行う。

第13条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 授業科目の成績は100点を満点とし、60点未満を不合格とする。その評点は、次のとおり定める。

優 80点以上	合格
良 70点以上80点未満	
可 60点以上70点未満	
否 60点未満	不合格

第14条 授業科目の単位数は次の基準による。

- (1) 講義については、15時間～30時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間～30時間の演習をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、30時間の実験又は実習をもって1単位とする。

第14条の2 本大学院において、教育職員免許法に定める中学校並びに高等学校の専修免許状を取得しようとする者は、中学校教諭又は高等学校教諭1種免許状の基礎を有し、教育職員免許法及び同施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 前項で取得できる教員免許状は次のとおりである。

研究科	免許状の種類	教科
人間文化研究科	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
バイオ環境研究科	中学校教諭専修免許状	理科
	高等学校教諭専修免許状	理科

第5章 単位の授与・課程の修了及び学位記

第15条 修士課程あるいは博士課程前期については、2年以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとす。但し、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程あるいは博士課程前期に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該修士課程あるいは博士課程前期の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 博士課程後期については、3年以上在学し、研究科所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとす。但し、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程あるいは博士課程前期に2年以上在学し当該課程を修了した者は当該在学期間の2年を含む)以上在学すれば足りるものとする。

第16条 本大学院の研究科の修士課程あるいは博士課程(前期・後期)を修了した者には次の学位を授与する。

研究科名	課程名	専攻名	学位名
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	修士(経済学)
経営学研究科	修士課程	経営管理専攻	修士(経営学)
人間文化研究科	修士課程	人間文化専攻	修士(文化研究)
			修士(社会情報)
			修士(心理学)
バイオ環境研究科	博士課程前期	バイオ環境専攻	修士(バイオ環境)
	博士課程後期	バイオ環境専攻	博士(バイオ環境)
工学研究科	博士課程前期	機械電気システム工学専攻	修士(工学)
	博士課程後期	機械電気システム工学専攻	博士(工学)

第17条 学位授与に関して必要な事項は、大学学位規程によるものとする。

第6章 入学・退学・休学・復学・留学

第18条 入学の時期は毎学期の始めとする。

第19条 本大学院修士課程あるいは博士課程前期に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者
- (6) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 本大学院博士課程後期に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

第20条 本大学院に入学を志願するものは、所定の手続を行わなければならない。

2 入学に関する手続は、別にこれを定める。

第21条 病気その他の事由により休学又は退学しようとするものは、保証人連署の上願い出なければならない。

- 2 休学は第6条に定める在学年数に算入しない。
- 3 休学者が復学しようとするときは、復学願を提出し許可を得なければならない。
- 4 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

第22条 本学が認めた学生の留学期間の学籍は留学とし、休学扱いとしない。

2 留学は第6条に定める在学年数に算入する。

第23条 願いにより退学した者が、2年以内に再入学を願い出た場合には、これを許可することができる。

第24条 学長の許可を受けることなく、他の大学院へ入学又は転学を願い出ることはいかなる場合にもできない。

2 他の大学院から本大学院に編入学を希望する場合には、選考の上、これを許可することができる。

第7章 科目等履修生・聴講生・委託生・研究生

第25条 授業科目の履修を願い出た者に対しては、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

第26条 特定の授業科目について聴講を願い出た者に対しては、選考の上、聴講生としてこれを許可することができる。

第27条 公共団体又はその他の機関より本大学院の特定の授業科目について修学を委託された場合、選考の上、委託生としてこれを許可することができる。

2 特定の課題について研究を願い出たものに対しては、選考の上、研究生としてこれを許可することができる。

第28条 科目等履修生、聴講生、委託生、研究生は、本学則及びその他の規則を守らなければならない。但し、第6条及び第5章の規定は準用しない。

第8章 学費等

第29条 本大学院に入学を出願する者は、入学検定料を納付しなければならない。

第30条 本大学院に入学を許可された者は、入学金を納付しなければならない。

第31条 学生は、授業料、施設設備費、実験・実習費その他定められた学費を納付しなければならない。

第32条 科目等履修生は、登録料及び受講料を、聴講生は聴講料を、委託生は委託生修学料を、研究生は登録料及び在籍料を納付しなければならない。

第33条 学費等の金額については、別表第2のとおりとする。

2 前項の納付については、別に定める学費規程に従って納付しなければならない。

第34条 一旦受理した学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第34条の2 休学期間中は、学費の納付を免除する。休学期間中には在籍料を春学期・秋学期ごとに納付しなければならない。なお、当該期間中の学費納付者にあつては、在籍料を免除する。

第35条 授業料その他の学費の納付を怠った者は除籍する。

2 前項により除籍されたものが復籍を願い出たときは、選考の上許可することができる。

第9章 職員組織及び運営組織

第36条 本大学院各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科に関する学務を総括する。

第37条 【欠条】

第38条 【欠条】

第39条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置き、関係学部長・研究科長及び当該研究科の授業又は研究指導を担当する専任の教員をもって構成する。

2 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項

(2) 試験及び単位の修得その他の学修評価に関する事項

(3) 学位論文の審査及び学位の授与に関する事項

(4) 授業及び研究指導の内容及び方法の改善に関する事項

(5) 学生の賞罰に関する事項

(6) 研究指導資格者教員の審査に関する事項

4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学園又は大学の規則その他において規定する事項について審議し、又は意見を述べるものとする。

第39条の2 研究科委員会の構成及び運営等に関しては、別に定める。

第40条 本大学院に大学院委員会を置き、学長、各研究科長・教務センター長及び各研究科から選出された専任教員1名並びに事務局長及び事務局次長をもって構成する。

2 学長は、大学院委員会を招集し、その議長となる。

3 大学院委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 研究科相互の連絡調整に関する事項

(2) 大学院の自己点検評価に関する事項

(3) 大学院のFD(ファカルティ・ディベロップメント)に関する事項

(4) その他大学院の教育研究に関する重要な事項

4 大学院委員会は、前項に規定するもののほか、学園又は大学の規則その他において規定する事項について審議し、又は意見を述べるものとする。

第41条 大学院委員会の構成及び運営等に関しては、別に定める。

第10章 賞罰

第42条 品行、学業ともに優秀で他の模範となる学生に対しては表彰を行うことができる。

第43条 学生が学則又は他の規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をした場合は、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、懲戒する。

2 懲戒処分は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関する事項は、「学生の懲戒に関する規則」に定める。

第44条 科目等履修生、聴講生、委託生、研究生が学則又はその他の規則に違反した場合、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、許可を取り消すことができる。

第11章 研究施設及び設備等

第45条 本大学院に院生研究室を置く。

2 本大学院学生は、本大学の研究施設及びその他の施設・設備等を利用することができる。

第12章 その他

第46条 本学則に規定のない事項については、京都先端科学大学学則を準用する。

2 この学則の実施について必要な細則は、別に定める。

第47条 この学則の改廃に当たって、学長は研究科委員会及び大学院委員会の意見を聴くものとする。

附則省略

別表省略

京都先端科学大学学位規程 平成6年3月14日制定

第1章 総則

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)、京都先端科学大学学則及び京都先端科学大学大学院学則に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 学位

第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

<大学院>

研究科名	課程名	専攻名	学位名
法学研究科	修士課程	ビジネス法学専攻	修士(法学)
経済学研究科	修士課程	経済学専攻	修士(経済学)
経営学研究科	修士課程	経営管理専攻	修士(経営学)
人間文化研究科	修士課程	人間文化専攻	修士(文化研究) 修士(社会情報) 修士(心理学)
バイオ環境研究科	博士課程前期	バイオ環境専攻	修士(バイオ環境)
	博士課程後期		博士(バイオ環境)
工学研究科	博士課程前期	機械電気システム工学専攻	修士(工学)
	博士課程後期		博士(工学)

<学部>

学部名	学科名	学位名
経済学部	経済学科	学士(経済学)
法学部	法学科	学士(法学)
経営学部	経営学科	学士(経営学)
	事業構想学科	学士(経営学)
経済経営学部	経済学科	学士(経済学)
	経営学科	学士(経営学)
人間文化学部	心理学科	学士(人間文化)
	メディア社会学科	学士(人間文化)
	歴史民俗・日本語日本文化学科	学士(人間文化)
	国際ヒューマン・コミュニケーション学科	学士(人間文化)
人文学部	心理学科	学士(人文)
	歴史文化学科	学士(人文)
バイオ環境学部	バイオサイエンス学科	学士(バイオ環境)
	バイオ環境デザイン学科	学士(バイオ環境)
	食農学科	学士(バイオ環境)
健康医療学部	看護学科	学士(看護学)
	言語聴覚学科	学士(言語聴覚学)
	健康スポーツ学科	学士(健康スポーツ学)
工学部	機械電気システム工学科	学士(工学)

第3条 博士の学位は、大学院の博士課程後期を修了した者又は論文審査に合格した者に対して、研究科委

員会の意見を聴いて授与する。

2 修士の学位は、大学院の修士課程又は博士課程前期を修了した者に対して、研究科委員会の意見を聴いて授与する。

3 学士の学位は、大学の課程を修了した者に対して、教授会の意見を聴いて授与する。

第3章 学位論文及び最終試験

第4条 修士論文又は博士論文(以下「学位論文」という。)は、研究科長に提出するものとする。

2 提出の期限は、研究科長が定める。

第5条 学位論文は一編とし、正一部・副二部を提出するものとする。

第6条 学位論文は、研究科委員会において審査する。

2 学位論文の審査を行うにあたっては、研究科委員会の下に審査委員会を設ける。審査委員会の構成並びに審査の方法については、研究科委員会が定める。

第7条 学位論文は、精深な学識と、専攻分野における主体的な研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の主体的能力を示すに足るものをもって合格とする。

第8条 最終試験は、学位論文を提出した者について、その論文に関する分野について、口述もしくは筆記で行う。

第9条 研究科委員会は、学位論文の審査結果及び最終試験の結果について審議し、その三分の二以上の同意をもって、合・否を決定する。

第10条 研究科長は、前条の研究科委員会の結果を文書をもって学長に報告するものとする。

第4章 学位の授与

第11条 学長は、前条の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与するものとする。

2 学長は、教授会の意見を聴いて、大学の課程を修了した者に対して、学士の学位を授与するものとする。

3 学位を授与する者に交付する学位記の様式は、別紙付表のとおりとする。

第12条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、京都先端科学大学と付記するものとする。

第5章 博士論文の公表

第13条 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3カ月以内にその論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨を公表するものとする。

第14条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1カ年以内にその論文を印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

第6章 博士論文の報告

第15条 博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、当該学位を授与した日から3カ月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

第7章 学位論文の保存

第16条 審査に合格した学位論文は、本学図書館に保存するものとする。

第8章 学位の取消

第17条 修士又は博士の学位を授与された者が、不正の方法により授与された事実が判明した場合、若しくはその名誉を汚辱する行為があったときは、研究科委員会の意見を聴いて、その学位を取り消すことができる。

第9章 その他

第18条 その他修士及び博士の学位の授与に関し必要な事項は、研究科において定める。

第19条 この規程の改廃に当たって、学長は教授会又は研究科委員会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

附則省略
付表省略

学位論文について

1 研究指導

- (1) 学位論文の作成に関する研究指導は、研究指導教員と、原則として他の 1 名の大学院担当教員からなる指導委員が当たる。この制度は、大学院学生の修士研究を支援するためのものである。必要としない場合には、指導委員を置かないこともある。研究指導教員以外の指導委員の決定の方法・時期については、別に定めるが、学生の個別的条件に応じて柔軟に対応することとする。

2 学位論文の題目届け出

- (1) 学生は、研究指導教員の承認印を得たうえで、「学位論文題目届」を、課程を修了する予定年度の 6 月末までに、教務センターに提出すること。
- (2) 題目（副題も含む）を変更する場合には、研究指導教員の承認印を得たうえで、「学位論文題目変更届」を、教務センターに提出すること。題目の最終的変更は、別途定める論文提出期限の 4 週間前までに行わなければならない。

3 学位論文の提出

- (1) 論文は、正本 1 部、および、そのコピーである副本 2 部を、教務センターを通して、研究科長に提出すること。
- (2) 提出期限は 12 月 20 日を原則とし、年度ごとに研究科委員会で正式に決定する。
2022 年度は、9 月修了生は 2021 年 6 月 24 日（金）17:00 まで、3 月修了生は 2022 年 12 月 20 日（火）17:00 までとする。

4 学位論文の体裁

- (1) 学位論文は、日本語または英語で執筆すること。
- (2) 表紙には、A4 版の黒表紙を使用し、論文題目、研究科・専攻名、学籍番号および氏名を横書きで記入した白紙を貼付すること。
- (3) 学位論文は、ワードプロセッサを使用して作成すること。内表紙および目次に続く論文本体は、日本語に換算して 24,000 字から 40,000 字（1 ページ 40 字×30 行）までの分量とし、上下左右の余白、文字サイズ、フォント等は、読みやすく設定すること。また、日本語・英語のいずれで執筆する場合でも、2 ページ（2,400 字）程度の日本語の要約を含めること。
- (4) 用紙は A4 版の白色上質紙を使用し、黒色で印字すること。ただし、図表、写真資料などは、その限りではないが、耐久性のあるものとする。
- (5) 付録として、映像資料等を添付する場合には、原則として CD-ROM に記録すること。

5 学位論文の審査

- (1) 提出された論文は、学位論文審査委員会で審査する。
- (2) 学位論文審査委員会は、主査 1 名、副査 2 名の計 3 名とし、研究科委員会において選出する。副査のうち 1 名は、原則として指導委員から選ぶ。

6 学位論文口述試験

- (1) 本学学位規程第 8 条の「最終試験」として、口述試験を行う。
- (2) 口述試験は、コースごとに定めた課程修了に必要な単位を取得（取得見込を含む）し、かつ学位論文を提出したものに対して行う。
- (3) 口述試験は、上記の学位論文審査委員会が、提出された学位論文について行う。

7 合否判定

- (1) 論文審査結果および口述試験結果に関する学位論文審査委員会の報告に基づき、研究科委員会で審議し、三分の二以上の同意をもって、合・否を決定する。なお、上記の学位論文審査委員会がまとめた報告書は、教務センターで保管する。
- (2) 課程修了に必要な単位を取得し、かつ学位審査に合格した者には、学長より学位記が授与される。

8 提出された論文の扱い

- (1) 学位審査に合格した者の論文は、正本 1 部を製本して本学図書館に保存する。

参考 修士論文評価票

修士論文評価票 (文化研究コース)		署名	印	
学籍番号	HM	氏名		
評価項目	評価尺度 該当する評価を○で囲む			
(1) 研究計画に独創性があり、有意義な研究である。	A	B	C	D
(2) 研究目的に対する適切な研究方法である。	A	B	C	D
(3) 結果の分析が適切である。	A	B	C	D
(4) 研究目的に即した適切な考察である。	A	B	C	D
(5) 引用文献の記載が適切である。	A	B	C	D
【その他特記事項】				
総合評価	合	否		

*Aは優、Bは良、Cは可、Dは不可

修士論文評価票 (社会情報コース)		署名	印	
学籍番号	HM	氏名		
評価項目	評価尺度 該当する評価を○で囲む			
(1) 形式の妥当性：修士論文としての形式上の諸要件を満たしているかどうか。 文献、データ、資料の挙示の方法、書式は適切か、など。	A	B	C	D
(2) 客観性：論述は客観的であるかどうか。 先行研究をふまえているか、既存見解と独自見解は区別されているか、データや資料を客観的に扱っているか、など。	A	B	C	D
(3) 論理性：論述に論理一貫性があるか。 論理の展開は妥当で一貫的か、論理的な構成になっているか、適切な論理的考察がなされているか、など。	A	B	C	D
(4) 独自性：専門的見地からみて意義のある独自性を含んでいるかどうか。	A	B	C	D
【その他特記事項】				
総合評価	合	否		

*Aは優、Bは良、Cは可、Dは不可

修士論文評価票 (心理学コース)		署名	印	
学籍番号	HM	氏名		
評価項目	評価尺度 該当する評価を○で囲む			
(1) 研究計画に独創性があり、有意義な研究である。	A	B	C	D
(2) 研究目的に対する適切な研究方法である。	A	B	C	D
(3) 結果の分析が適切である。	A	B	C	D
(4) 研究目的に即した適切な考察である。	A	B	C	D
(5) 引用文献の記載が適切である。	A	B	C	D
【その他特記事項】				
総合評価	合	否		

*Aは優、Bは良、Cは可、Dは不可

修士論文評価票 (臨床心理学コース)		署名	印	
学籍番号	HM	氏名		
評価項目	評価尺度 該当する評価を○で囲む			
(1) 先行研究の展望とそこでの当該研究の位置づけが適切である。	A	B	C	D
(2) 研究目的に即した適切な研究方法である。	A	B	C	D
(3) 結果の分析が適切である。	A	B	C	D
(4) 論理の展開が適切である。	A	B	C	D
(5) 独創的な研究内容である。	A	B	C	D
(6) 臨床実践の視点に立った有意義な研究である。	A	B	C	D
【その他特記事項】				
総合評価	合	否		

*Aは優、Bは良、Cは可、Dは不可

大学院長期履修学生内規 平成 22 年 2 月 26 日制定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、京都先端科学大学大学院学則第 6 条第 3 項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定める。

(資格)

第 2 条 長期履修学生として申請できる者は、本大学院の学生（以下「在學生」という。）又は本学が行う入学試験に合格した者（以下「入学予定者」という。）で職業を有している等の事情にある者とする。

(申請手続)

第 3 条 長期履修学生となることを希望する者は、在學生においては 1 年次の 2 月末日までに、入學生においては入学日の原則 20 日前までに、次の書類を添えて、当該研究科長を通じて学長に願い出なければならない。

- (1) 長期履修学生申請書（様式第 1 号）
- (2) 在職証明書（職業を有する者に限る。）
- (3) その他必要と認められる書類

(許可)

第 4 条 前条の申請については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(長期履修期間)

第 5 条 長期履修学生として、標準修業年数を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は年度単位とし、長期履修の限度は次のとおりとする。

- (1) 修士課程・博士前期課程は 2 年（履修計画期間は、標準修業年数 2 年を含み最大 4 年）
- (2) 博士後期課程は 3 年（履修計画期間は、標準修業年数 3 年を含み最大 6 年）

(履修計画期間の変更)

第 6 条 入学時に許可された履修計画期間の延長又は短縮を希望する者は、1 年次の 2 月末日までに、長期履修計画期間変更申請書（様式第 2 号）及び必要書類を添えて、当該研究科長を通じて学長に願い出なければならない。

2 前項の申請については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

3 第 1 項に定める延長又は短縮は 1 回限りとする。

(その他必要事項)

第 7 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は大学院委員会が定める。

(改廃)

第 8 条 この内規の改廃は、大学院委員会、各研究科委員会、大学評議会の議を経ることとする。

附 則

この内規は、平成 22 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（組織の再編による改正）

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。（大学名の変更等による改正）

教育職員免許状の取得について

(1) 本大学院人間文化研究科で取得できる教育職員免許状（大学院学則第14条の2第2項）

人間文化研究科では以下の免許状を取得することができます。

中学校教諭専修免許状 社会 ……文化研究コース、社会情報コース
高等学校教諭専修免許状 地理歴史……文化研究コース

(2) 免許状取得のための単位履修について

① 基礎資格

(イ) 修士の学位を有すること。

(ロ) 大学院の課程に1年以上在学し、定められた科目※から24単位以上を取得していること。

※別表のとおり教科により取得する科目が異なります。

② 教科及び教職に関する科目

すでに当該科目の一種免許状を取得している者は、新たに教科及び教職に関する科目を履修する必要はありません。

一種免許状を取得していない者については、学部で開講されている教職に関連する科目の履修が必要です。

(3) 一種免許状取得のための学部科目の受講について

① 本大学院人間文化研究科院生は、教育職員免許状を取得するために、学部で開講されている教職に関連する科目を、「科目等履修生」として受講することができます。

② 前項の規定による科目は、次の各号に定める科目とします。

(イ) 教育職員免許法施行規則に定める科目

(ロ) 教育の基礎的理解に関する科目等

(ハ) 教科及び教科の指導法に関する科目

(ニ) 人権に関する科目（「生命倫理学、人権の歴史と現代」）

(別表) 教科別取得必要科目

【社会】(文化研究・社会情報コース)

	必修(含む選択必修)科目	単位	
大学が独自に設定する科目	社会学研究演習A	2	
	社会学研究演習B	2	
	社会学研究演習C	2	
	社会学研究演習D	2	
	コミュニケーション社会学研究演習A	2	
	コミュニケーション社会学研究演習B	2	
	コミュニケーション社会学研究演習C	2	
	コミュニケーション社会学研究演習D	2	
	日本歴史文化研究演習ⅠA	2	
	日本歴史文化研究演習ⅠB	2	
	日本歴史文化研究演習ⅡA	2	
	日本歴史文化研究演習ⅡB	2	
	日本歴史文化特論A	2	
	日本歴史文化特論B	2	
	日本歴史文化特論C	2	
	日本歴史文化特論D	2	
	民俗学特論A	2	
	政治社会学特論A	2	
	政治社会学特論B	2	
	理論社会学特論A	2	
	理論社会学特論B	2	
	ジェンダー社会学特論A	2	
	ジェンダー社会学特論B	2	
	コミュニケーション社会学特論A	2	
	コミュニケーション社会学特論B	2	
	環境社会特論A	2	
	環境社会特論B	2	
	上記科目より24単位以上		

【地理歴史】(文化研究コース)

	必修(含む選択必修)科目	単位
大学が独自に設定する科目	日本歴史文化研究演習ⅠA	2
	日本歴史文化研究演習ⅠB	2
	日本歴史文化研究演習ⅡA	2
	日本歴史文化研究演習ⅡB	2
	文化人類学研究演習A	2
	文化人類学研究演習B	2
	文化人類学研究演習C	2
	文化人類学研究演習D	2
	日本歴史文化特論A	2
	日本歴史文化特論B	2
	日本歴史文化特論C	2
	日本歴史文化特論D	2
	民俗学特論A	2
	文化人類学特論A	2
	文化人類学特論B	2
上記科目より24単位以上		

気象警報発令あるいは交通機関に遅延等があった場合の授業および試験の取り扱い

(1) 気象警報が発令された場合

京都府南部京都・亀岡（京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町のいずれか）に「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」のいずれかが発令された場合は、本学が開講する授業および定期試験の対応は、以下のとおりとなります（すべてのキャンパス等が対象）。

警報解除時刻	授業および試験開始講時
7時までに解除	1 講時から実施
10時までに解除	3 講時から実施
10時を過ぎて解除	全講時休講

(注) 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」は、原則として、休講の対象にはなりません。

ただし、特例的に大学が休講にする場合があります。その場合は、本学 HP および「先端なび」に掲示を行います。

※ 授業開始後に対象警報が発令された場合は、原則として、以降の授業は休講となります。

「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。当該事由により授業または試験に出席できなかった場合は、下記の「(2) 公共交通機関が遅延した場合」に準じて対応してください。

(2) 公共交通機関が遅延した場合

当該事由により授業または試験に出席できなかった場合は、下記のいずれかの対応をとってください。

① 授業（授業内試験を含む）に出席できなかった場合

当日中に科目担当教員に直接その旨を伝えて指示に従うこと。

② 期末定期試験に出席できなかった場合

追試験受験が認められるので、当該科目の試験終了後、必ず2日以内（試験当日・土日祝を含まない）に教務センターへ申し出て、追試験の申請手続きを行うこと。

なお、遅延状態によっては、授業または試験開始時刻を変更する場合もあるので、掲示に注意してください。

※ 追試験の申請手続きには運休証明または遅延証明が必要です。

休講等の確認は「先端なび」をご利用ください。電話による問い合わせは避けてください。

※上記の取り扱いにかかわらず、自然災害や交通機関の状況により、別途の措置を講ずる場合があります。

